

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	こども誰でも通園制度総合支援システム利用者ファイル
行政機関等の名称	藤沢市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども青少年部保育課
個人情報ファイルの利用目的	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）における利用申請受付及び認定事務の他、利用状況の把握や実績報告等のために利用する。
記録項目	1. 申請者（保護者）氏名、2. 申請者（保護者）氏名フリガナ、3. 申請者（保護者）生年月日、4. 申請者（保護者）性別、5. 児童との続柄、6. 申請者（保護者）住所、7. 申請年1月1日時点の住所、8. 申請年前年1月1日時点の住所、9. 申請者（保護者）電話番号、10. 申請者（保護者）メールアドレス、11. 負担軽減該当の有無、12. 代理利用者（保護者）氏名、13. 代理利用者（保護者）氏名フリガナ、14. 代理利用者（保護者）生年月日、15. 代理利用者（保護者）と児童との続柄、16. 代理利用者（保護者）住所、17. 代理利用者（保護者）電話番号、18. 代理利用者（保護者）メールアドレス、19. 児童氏名、20. 児童氏名フリガナ、21. 児童生年月日、22. 児童性別、23. 申請者（保護者）との続柄、24. 児童住所、25. 障がい等の有無（有の場合は手帳等の情報）、26. その他配慮すべき事項の有無（有の場合は疾患等の情報）
記録範囲	こども誰でも通園制度総合支援システムに利用申請・登録した保護者及び利用児童
記録情報の収集方法	本人、こども誰でも通園制度総合支援システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 藤沢市市民自治部市民相談情報課 (所在地) 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	2026.4.1作成 本システムはこども家庭庁が整備・運営するガバメントクラウド上のシステム。